

2026年5月28日

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する 政府令及び事務ガイドラインについて



一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会
Web3事業ルール検討タスクフォース
株式会社メルカリ（株式会社メルペイ/株式会社メルコイン） 藤井 豪

目次

1. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業創設の経緯	仲介業ができるまで	p3
2. 資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告書	仲介業のコンセプト	p4
3. 2025年改正資金決済法下の仲介制度	制度概要とビジネスモデル	p6
4. 登録申請手続	申請にあたっての留意点	P17
5. 2026年改正金商法・資金決済法下の仲介制度	金商法移管後の仲介制度	p18
6. 今後の流れ	想定タイムライン	p24
Appendix 1 : 媒介該当性に関する判断基準		p26
Appendix 2 : 2026年5月22日付パブリックコメント回答		p28
Appendix 3 : 登録申請手続の詳細		p36

1. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業創設の経緯

	仲介制度に関する議論	暗号資産制度に関する議論
24/5	JCBAによるアンケート実施 ※仲介に限定したライセンス制度のニーズ調査	
24/9	事務ガイドライン（暗号資産交換業者関係）の一部改正 ※媒介の範囲及びその該当性の明確化	
25/1	資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告書 ※仲介制度創設に関する提言	
25/6	2025年改正資金決済法の成立 ※電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設	
25/12	2025年改正資金決済法に関する政令・府令案の公表	暗号資産制度に関するワーキング・グループ報告書 ※暗号資産交換業を金商業とし、暗号資産仲介を金融商品仲介業とする方針の明示
26/1	事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係）案の公表	
26/4	2026年改正金商法・資金決済法案の国会提出（4/10付） 暗号資産交換業は「 暗号資産取引業 」、暗号資産の仲介は「 金融商品仲介業 」へ	
26/6/1	2025年改正資金決済法の施行（ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録申請開始 ）	
26/6以降	2026年改正金商法・資金決済法の成立	

2. 資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告書（1/2）

資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告書における提言の骨子

現行規制

ゲームアプリやアンホステッド・ウォレット等をウェブ上で提供する事業者が、利用者に対して暗号資産交換業者等を紹介するなど、暗号資産又は電子決済手段の売買又は交換に関与する場合、その態様によっては、当該関与は資金決済法上の「媒介」に該当する可能性

媒介に該当する場合、媒介対象となるトークンの種類によって、暗号資産交換業又は電子決済手段等取引業の登録を要する

過度な規制との指摘

暗号資産等の売買等の当事者とならず利用者の財産の預託も受けないにもかかわらず、暗号資産交換業又は電子決済手段等取引業の規制を課すことは過度の負担との指摘

提言

暗号資産や電子決済手段の売買等の媒介のみを業として行うことを内容とする、新たな仲介業を創設することが考えられる

2. 資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告書（2/2）

資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告書における提言の骨子

制度コンセプト
＜所属制とすることで各種要件を緩和＞

所属制

所属先の責任による顧客保護

- a) 所属先から仲介業者に対する指導
- b) 所属先は仲介業者が顧客に加えた損害の賠償義務を負う

財産的基礎要件

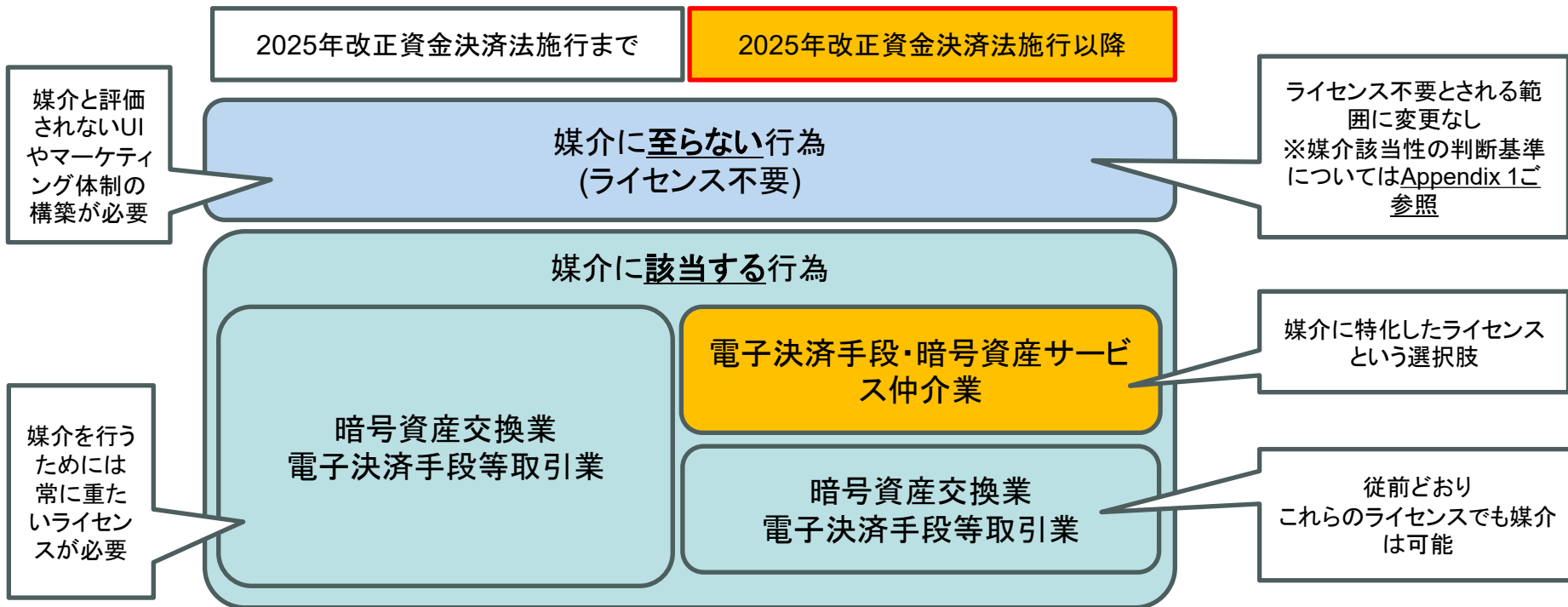
個人でも登録可能
財産的基礎要件なし

犯収法対応

所属先においてAML/CFT義務が履行されるため仲介業者においては対応不要

3-1 2025年改正資金決済法下の仲介制度（1/6）

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録により仲介ビジネスに参入可能に



3-1 2025年改正資金決済法下の仲介制度（2/6）

電子決済手段等取引業・暗号資産交換業 vs 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の制度上の主な特色

- ✓ 個人でも登録可能
- ✓ 財務要件なし
- ✓ 帳簿管理義務や不公正取引防止措置等について所属先に委託又は所属先と連携して対応可能
- ✓ システム管理要件について、利用者保護の観点から問題ない場合は緩和余地あり

※詳細な制度比較は次頁以降参照

3-1 2025年改正資金決済法下の仲介制度（3/6）

電子決済手段等取引業・暗号資産交換業 vs 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業

	2025年改正資金決済法施行まで		2025年改正資金決済法施行後	
根拠法令	資金決済法		資金決済法	
仲介対象	電子決済手段	暗号資産	電子決済手段	暗号資産
ライセンス	電子決済手段等取引業	暗号資産交換業	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業	
主体	株式会社		個人でも可	個人でも可
財務要件	1000万円以上、純資産が負の値でないこと		N/A	
預託禁止	N/A		仲介業者又はその密接関係者が利用者から金銭等の預託を受けることの禁止	
分別管理	要	要 ※原則コールドウォレット	N/A ※預託を受けることはそもそも禁止	
利用者保護措置等	情報提供・説明義務 書面交付義務 体制整備義務、誤認防止措置等	情報提供・説明義務 虚偽表示、誤認表示、投機を助長するような表示等の禁止等	情報提供・説明義務 書面交付義務 体制整備義務、誤認防止措置等	情報提供・説明義務 虚偽表示、誤認表示、投機を助長するような表示等の禁止等
適合性	要（金商法準用）	要（勧誘時の禁止行為）	要（金商法準用）	要（勧誘時の禁止行為）

3-1 2025年改正資金決済法下の仲介制度（4/6）

電子決済手段等取引業・暗号資産交換業 vs 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業

	2025年改正資金決済法施行まで		2025年改正資金決済法施行後	
根拠法令	資金決済法		資金決済法	
仲介対象	電子決済手段	暗号資産	電子決済手段	暗号資産
ライセンス	電子決済手段等取引業	暗号資産交換業	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業	
信用供与	N/A	可 ※書面交付等の措置必要	仲介行為に係る信用供与は禁止	仲介行為に係る信用供与は禁止
名義貸禁止	あり		あり	
広告規制	あり ※金商法準用	あり	あり ※金商法準用	あり
金商法準用	あり (書面交付義務、広告規制、適合性の原則、禁止行為等)	なし	あり (書面交付義務、広告規制、適合性の原則、禁止行為等)	なし
不公正取引防止措置	あり		あり ※所属先によるモニタリング結果の活用等の連携可能	
帳簿管理	作成・保存義務あり		作成・保存義務あり ※所属先との連携可能	
情報管理	情報の安全管理のために必要な措置		情報の安全管理のために必要な措置	

3-1 2025年改正資金決済法下の仲介制度（5/6）

電子決済手段等取引業・暗号資産交換業 vs 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業

	2025年改正資金決済法施行まで		2025年改正資金決済法施行後	
根拠法令	資金決済法		資金決済法	
仲介対象	電子決済手段	暗号資産	電子決済手段	暗号資産
ライセンス	電子決済手段等取引業	暗号資産交換業	電子決済手段・暗号資産サービス仲介業	
システム管理要件	重たい (事務ガイドラインより)		同左 ※但し利用者保護の観点から問題がない場合は緩和余地あり	
所属先の賠償義務	N/A		仲介業者が顧客に与えた損害について所属先が賠償義務を負う	
指導	N/A		所属先からの指導に服する義務	
外務員制度	なし		なし	
委託先管理	業務の適切かつ確実な遂行を確保するために必要な措置		業務の適切かつ確実な遂行を確保するために必要な措置	
AML/CFT	犯収法に基づく義務（取引時確認等）		対象外（主に所属先が対応）	
自主規制機関	要加入		加入可（加入しない場合は要体制整備） ※所属先は要加入	

3-1 2025年改正資金決済法下の仲介制度（6/6）

● 暗号資産交換業・電子決済手段等取引業と電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の関係

Q&A

Q 暗号資産交換業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録申請は可能か？

A 暗号資産交換業者が、電子決済手段の仲介を行うために電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録を行うことは可能
これに対して、暗号資産交換業者が暗号資産の仲介を行うために電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録を行うことは不可（登録をもって暗号資産交換業のライセンスが失効する。2025年改正資金決済法第63条の20第8項）

Q 電子決済手段等取引業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録申請は可能か？

A 電子決済手段等取引業者が、暗号資産の仲介を行うために電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録を行うことは可能
これに対して、電子決済手段等取引業者が、電子決済手段の仲介を行うために電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録を行うことは不可（登録をもって電子決済手段等取引業のライセンスが失効する。2025年改正資金決済法第62条の25第8項）

3-2 パブリックコメント (1/2)

- 2026年5月22日付パブリックコメント回答のポイント (回答の詳細はAppendix 2参照)
 - 仲介業者の義務の一部を所属先に委託し又は所属先と連携して対応することは可能
例) 顧客情報の管理、帳簿管理、不公正取引の監視等
 - 仲介業者のシステム管理要件は、サービス態様によっては緩和余地あり
パブコメ回答「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模・業務の特性等に照らして、利用者保護の観点から、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-3-1-2に掲げた各着眼点の全について網羅的な対応までは求めない場合もあることから、その旨を明確化しました（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介者）Ⅱ-2-3-1-1）」※詳細は次頁

3-2 パブリックコメント (2/2)

- 2026年5月22日付パブリックコメント回答のポイント (回答の詳細はAppendix 2参照)

(事務ガイドライン (電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者) II-2-3-1-1)

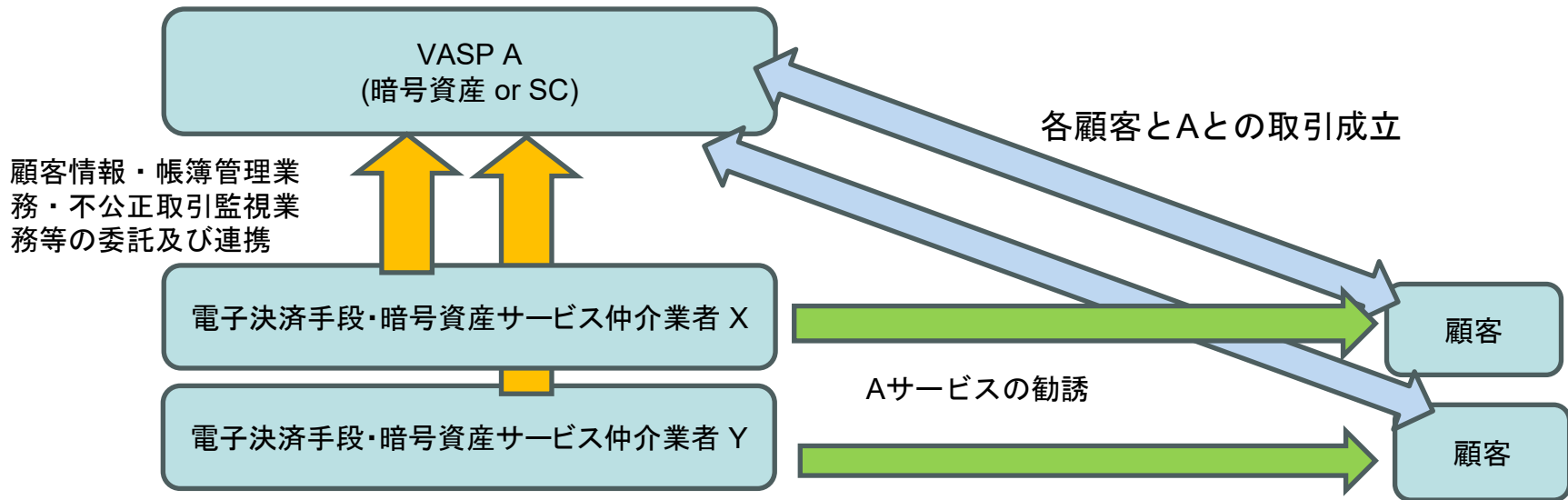
II-2-3-1-2に掲げた着眼点に記述されている字義どおりの対応が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者においてなされていない場合にあっても、例えば、以下に掲げる観点も踏まえ、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模・業務の特性等に照らして、利用者保護の観点から特段の問題が認められないのであれば、その全てについて網羅的な対応を求めるものではない。

- 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のシステムのみが停止した場合において、利用者が、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のシステムを経由せずとも、直接的に所属電子決済手段等取引業者等のシステム等を利用すれば目的を達成することが可能であるか。
- 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のシステムと所属電子決済手段等取引業者等のシステムとが接続されていないか。接続されている場合、当該接続の具体的態様に照らして、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のシステムの脆弱性に起因して利用者保護が図られない事態 (不正アクセス等による利用者財産の流出や、なりすましによる注文等が行われることを含む。) が生ずるおそれがないか。

3-3 ビジネスモデル例 (1/3)

● パブリックコメント回答を踏まえたビジネスモデル例

① 複数の仲介業者に勧誘業務を委託するビジネスモデル

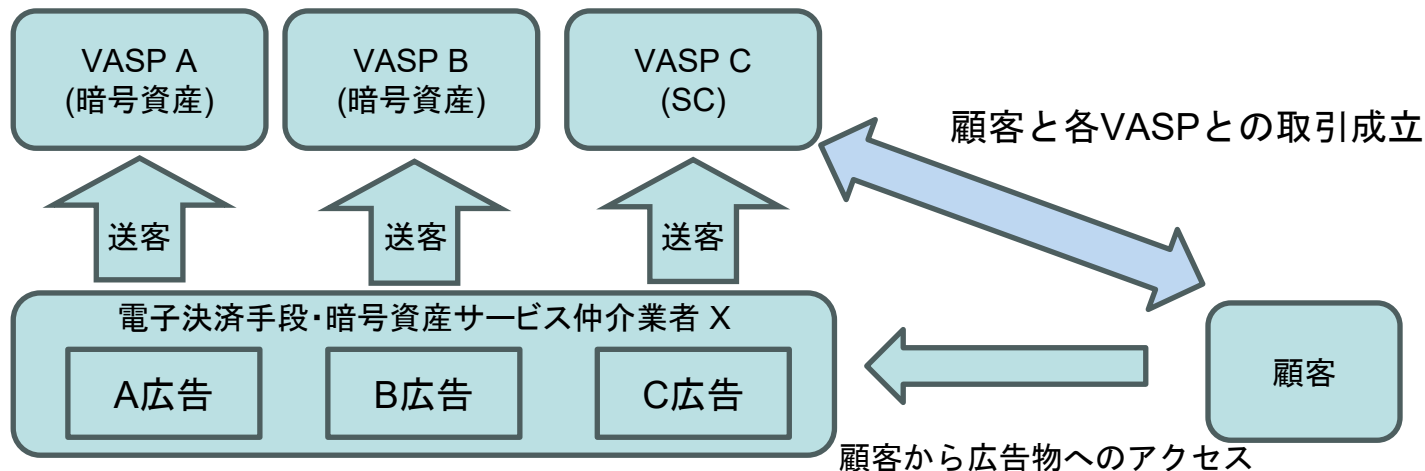


- ✓ VASP Aは仲介業者X及びYに自社サービスの勧誘業務を委託
- ✓ 仲介業者X及びYは、Aのために、顧客に対してAサービスを勧誘し、Aと顧客の間の契約締結を支援
- ✓ X及びYは顧客情報管理、帳簿管理、不公正取引監視業務等をAに委託、Aにおいて一括して管理。必要に応じてX・Y自ら取得できるよう連携

3-3 ビジネスモデル例 (2/3)

● パブリックコメント回答を踏まえたビジネスモデル例

② 複数のVASPへの送客を中心としたビジネスモデル

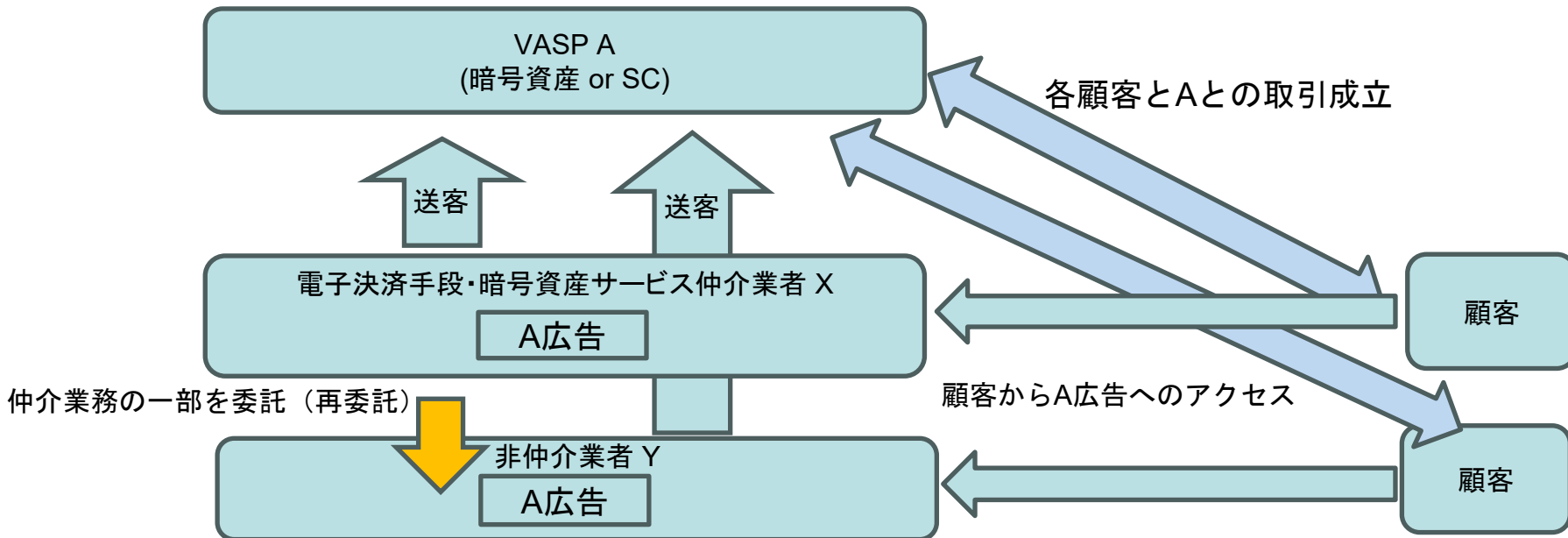


- ✓ 仲介業者Xは、複数のVASPから送客業務を受託
- ✓ 仲介業者Xは、自社スペースのバナー広告等の掲示を通じて、所属するVASPに対して顧客を送客
※なお送客の態様によってはそもそも媒介に該当せずライセンス不要な場合あり。[Appendix 1参照](#)
- ✓ Xにおいて顧客に対する勧誘行為を行わないことで一定程度管理コストを軽減
- ✓ Xにおいてシステム障害が生じても各VASPで直接取引が可能とするなどシステム構成は要検討

3-3 ビジネスモデル例 (3/3)

● パブリックコメント回答を踏まえたビジネスモデル例

③ 仲介ライセンスを活用して送客するビジネスモデル



- ✓ 仲介業者Xは自社スペースでのバナー広告等の掲示を通じて所属するAへ送客
- ✓ Xは、Yに仲介業務の一部を委託 (但し名義貸しにならない範囲で)
- ✓ Yは、Xからの委託に基づいてAに送客

4. 登録申請手続

- 2026年5月15日開催「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業制度に係る登録事前説明会」より

手続上の留意事項は以下の通り

- 登録申請・審査に先立って当局へ**事前相談を行う**
- 事前相談は**所属業者から**所管の監督部局に対して行う
- **所属業者は、指定フォーマットに従って仲介業者に代わって概要書を作成・提出し、ビジネスモデルの説明を行う**
- 審査は所属業者・仲介業者それぞれの所管監督部局が行う

※詳細は[Appendix 3](#)参照

5. 2026年改正金商法・資金決済法下の仲介制度（1/6）

● 暗号資産仲介は金融商品仲介業として金商法下のライセンスに

仲介業関係の主な改正

- ✓ 資金決済法側の改正
 - 暗号資産仲介に関する規定の削除
 - 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業は「電子決済手段サービス仲介業」に変更
- ✓ 金商法側の改正
 - 金融商品取引業の一類型として暗号資産取引業を新設
 - 金融商品仲介業の対象に暗号資産の仲介を追加

参考）2026年改正金商法・資金決済法 新旧対照条文（国会提出法案）

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/221/02/05.pdf>

5. 2026年改正金商法・資金決済法下の仲介制度（2/6）

● 金融商品仲介業に該当する暗号資産仲介とは？

金商法第2条第11項	
二 金融商品取引業者（※暗号資産取引業に限る）の委託を受けて、次に掲げる行為のいずれかを当該金融商品取引業者のために行う業務	
	イ 第8項第19号に規定する媒介 ※第8項第19号 <u>前号に掲げる行為の媒介</u> 、取次ぎ又は代理 ※ <u>前号に掲げる行為</u> ：暗号資産の売買（他の暗号資産との交換を含み、デリバティブ取引に該当するものを除く）
	ロ 第8項第22号に掲げる行為 ※第8項第22号 <u>特定暗号資産取得勧誘等の取扱い</u> ※ <u>特定暗号資産取得勧誘等</u> とは i) 新たに発行される特定暗号資産の有償の提供の申込み若しくはその有償の取得の申込みの勧誘 又は ii) 既に発行された特定暗号資産の売付けの申込み若しくはその買付けの申込の勧誘（第2条第52項）

※改正案から抜粋し筆者にて加筆

5. 2026年改正金商法・資金決済法下の仲介制度（3/6）

●参考) 暗号資産取引に関する「媒介」や「勧誘」に関する概念の変化

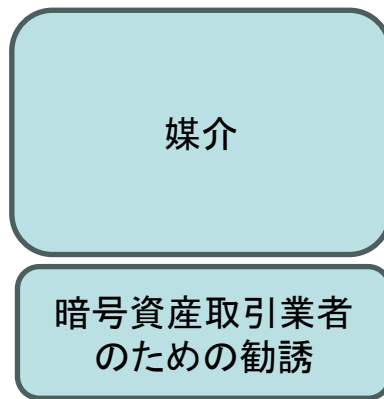
以下の通り、勧誘行為は、媒介に該当する可能性の高い行為の例から、独立した仲介行為へ

現行電子決済手段・暗号資産サービス仲介業



※Appendix 1ご参照

金融商品仲介業（暗号資産仲介）



5. 2026年改正金商法・資金決済法下の仲介制度（4/6）

● 暗号資産仲介は金融商品仲介業として金商法下のライセンスに

Q&A

Q 改正金商法が施行されると電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者はどうなる？

A 暗号資産仲介を継続する場合、別途金融商品仲介業の登録申請を行い移行審査を受けることに。詳細後述
なお、電子決済手段仲介については引き続き資金決済法上のライセンスのため特段の手続は不要。

Q 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業と金融商品仲介業の規制内容は同じ？

A 所属制の仲介ライセンスという意味で類似点が多い。詳細後述

Q 改正金商法の施行前に金融商品仲介業の登録を済ませておけば、施行後直ちに暗号資産仲介を行えるのか？

A 改正金商法施行前に金融商品仲介業の登録を経ているのであれば当然に暗号資産の仲介を行えるわけではない。
既存の金融商品仲介業者が新たに暗号資産仲介を行う場合は変更登録とこれに伴う審査を受けることになる。

Q 金融商品仲介業の規制内容自体が今後改正される可能性は？

A 法案上は特段の改正は見当たらない。但し、下位法令やガイドライン等において暗号資産仲介特有の手当がなされる可能性があり、今後の動向は要注視。

5. 2026年改正金商法・資金決済法下の仲介制度（5/6）

参考）金商法移管後の仲介制度（現行の規制内容を前提とするもの）※改正金商法の政府令公表時に別途要確認

	改正金商法施行後	
根拠法令	資金決済法	金融商品取引法
仲介対象	電子決済手段	暗号資産
ライセンス	電子決済手段サービス仲介業	金融商品仲介業
主体	個人でも可	個人でも可
名義貸禁止	あり	あり
財務要件	N/A	N/A
預託禁止	仲介業者又はその密接関係者が利用者から金銭等の預託を受けることの禁止	仲介業者又はその密接関係者が利用者から金銭等の預託を受けることの禁止
分別管理	不要 ※預託を受けることはそもそも禁止	不要 ※預託を受けることはそもそも禁止
利用者保護措置等	情報提供・説明義務 等	情報提供・説明義務 等 ※募集・売出しにより特定暗号資産を取得させ又は売り付ける場合の暗号資産情報の提供義務
適合性	要（金商法準用）	要（金商法直接適用）
信用供与	信用の供与しての仲介行為の禁止	信用の供与をすることを条件とする勧誘の禁止

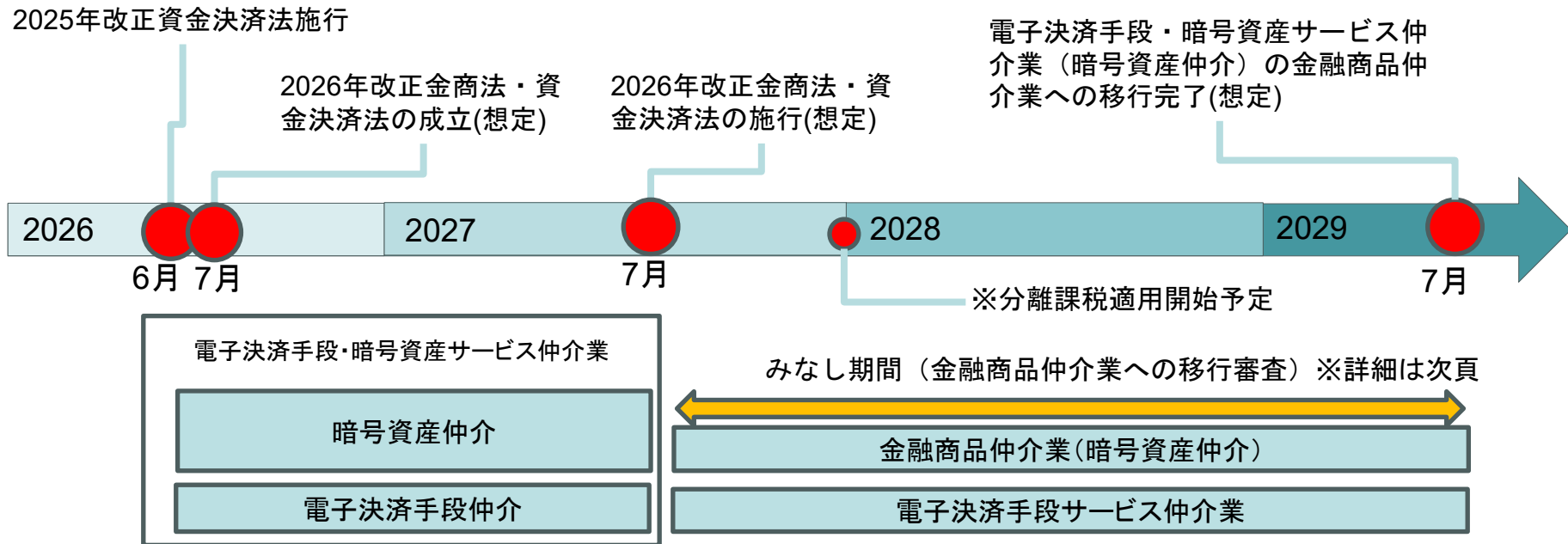
5. 2026年改正金商法・資金決済法下の仲介制度（6/6）

参考）金商法移管後の仲介制度（現行の規制内容を前提とするもの）※改正金商法の政府令公表時に別途要確認

	改正金商法施行後	
根拠法令	資金決済法	金融商品取引法
仲介対象	電子決済手段	暗号資産
ライセンス	電子決済手段サービス仲介業	金融商品仲介業
広告規制	あり	あり
金商法準用	あり (書面交付義務、広告規制、適合性の原則、禁止行為等)	なし (直接適用)
帳簿管理	作成・保存義務あり	作成・保存義務あり
情報管理	情報の安全管理のために必要な措置	情報の安全管理のために必要な措置
所属先の賠償義務	仲介業者が顧客に与えた損害について 所属先が賠償義務を負う	仲介業者が顧客に与えた損害について 所属先が賠償義務を負う
指導	所属先からの指導に服する義務	所属先からの指導に服する義務
委託先管理	業務の適切かつ確実な遂行を確保するために必要な措置	業務の適切かつ確実な遂行を確保するために必要な措置
外務員制度	なし	あり
AML/CFT	対象外（所属先が主に対応）	対象外（所属先が主に対応）

6. 今後の流れ (1/2)

● 暗号資産の仲介を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の金融商品仲介業への移行イメージ



電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者として暗号資産とSCの仲介を行っており、2026年改正金商法・資金決済法施行後も同様の事業を継続する場合の手続：

- ①暗号資産仲介部分は金融商品仲介業の登録申請・移行審査
- ②電子決済仲介部分は特段の手続不要

6. 今後の流れ (2/2)

- 暗号資産の仲介を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の金融商品仲介業への移行イメージ

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が金融商品仲介業者への移行を希望する場合の経過措置・プロセスの概要（2026年改正法附則より）

施行日から2週間以内	取扱い暗号資産の名称や委託を受ける暗号資産交換業者（所属暗号資産交換業者）の名称等を当局に届出
施行日から6か月以内	金融商品仲介業の登録申請（移行審査） ※金融商品仲介業の登録申請を行わない場合は当該期間内のみ事業継続可能
施行日から2年間	移行審査中、みなし業者として事業継続可能 ※移行審査の結果登録拒否となった場合は2年を待たず当該登録拒否の時点まで事業継続可能

媒介に該当するかどうかの判断基準（事務ガイドラインより）

※暗号資産/暗号資産交換業に関する箇所は電子決済手段及び電子決済手段等取引業と読み替え可）

「媒介」とは、講学上、他人の間に立って、他人を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為をいうと解されているが、その判断に当たっては、「暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を内容とする契約...の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置づけを踏まえた上で総合的に判断する必要がある」（事務ガイドラインより）

媒介に該当する行為の例

例えば、暗号資産の売買等を内容とする契約に係る以下の各行為を第三者のために行う場合は、**原則として**、特定の者に対して第三者との暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていることと評価できることから、**暗号資産の売買等の媒介に該当する**

- 暗号資産の売買等を内容とする契約の締結の**勧誘**
- 暗号資産の売買等を内容とする契約の締結の**勧誘を目的とした商品説明**
- 暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた**条件交渉**

※媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で**特定の者に対して第三者との暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っている**と評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当たり得ることに留意するものとする

媒介に該当するかどうかの判断基準（事務ガイドラインより）

※暗号資産/暗号資産交換業に関する箇所は電子決済手段/電子決済手段等取引業と読み替え可

媒介に至らない行為の例

暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に関して以下の各行為の事務処理の一部のみを行うに過ぎない場合は、暗号資産の売買等の媒介に至らない行為といえる場合もある

※以下は抜粋

- 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布又は交付若しくは提供（含む電磁的方法）
- 比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて暗号資産交換業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にウェブサイト上に転載すること
- 勧誘行為をせず、単に顧客を暗号資産交換業者に紹介する業務

<紹介の例>

- ① 自社のスペースに暗号資産交換業者の宣伝媒体・バナー等を掲示すること
 - ② ウェブサイト上で自社と暗号資産交換業者の関係や暗号資産交換業者のサービス内容を説明すること
 - ③ 自社のウェブサイト上で暗号資産交換業者のサイトへのリンクの設定や暗号資産交換業者から提供を受けたコンテンツの転載を行うこと
- **[NEW]** 事業者（オンラインゲーム等のサービスを提供する事業者を含む。）が、自らのサービスの顧客を暗号資産交換業者に送客する場合（送客元のサービスに係る画面上で暗号資産の取引の機会を提供する場合を含む。）において、提供される暗号資産の取引の相手方が暗号資産交換業者であること及び当該取引等に係る説明等が当該暗号資産交換業者により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合には、当該事業者において、独自に、取引に係る情報の追加、説明内容の加工、暗号資産の取引の勧誘・推奨・説明又は取引の成立に向けた条件交渉を行わないなど、暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っているとは評価されない限りにおいて、暗号資産の売買等の媒介に至らない行為といえる。

Appendix 2 : 2026年5月22日付パブリックコメント回答

● 2026年5月22日付パブリックコメント回答（主要な事項を抜粋）

※全文はこちら

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260522/03.pdf>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
41	<p>事務ガイドライン（暗号資産交換業者）I-1-2-2②の（注1）の記述を踏まえると、ユーザーが電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のウェブサイトやアプリの画面上で操作を行い、当該画面から暗号資産交換業者のサイトに遷移することなく、当該画面上で暗号資産の売買等の注文を入力し、かつ、暗号資産交換業者との間の取引が完了する場合において、同記述で求められる要件を充足し「暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っている」と評価されない」場合においては、仲介事業者の行為は暗号資産の売買等の媒介に該当しないという理解がよいか（事務ガイドライン（電子決済手段等取引業者）及び事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）における同旨の記載についても、同様の点について質問するもの。）。</p>	ご理解のとおりです。

Appendix 2 : 2026年5月22日付パブリックコメント回答

● 2026年5月22日付パブリックコメント回答（主要な事項を抜粋）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
42	<p>事務ガイドライン（暗号資産交換業者）Ⅱ-2-3-3-3(1)においては「暗号資産交換業者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に業務の委託を行う際には、利用者属性等に則した適正な取引勧誘の履行を確保する観点から、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対し、利用者の属性等及び取引実態を的確に把握し得る利用者管理態勢の構築につき指導する」とあり、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者自らが、取引勧誘を行い、かつ、利用者の属性等及び取引実態を的確に把握することが前提とされているが、例えば、以下のように、仲介の内容に照らして、あるいは、所属元事業者との役割分担が合意されていれば、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者自らがこれら利用者情報の管理等を行うことは必須ではないと考えるが、このような理解で良いか。</p> <p>①電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による売買取引の勧誘を伴わない送客に特化した仲介を行う場合においては、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による取引勧誘が行われないことから、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者において、取引勧誘に伴う利用者管理態勢を構築する必要はない。</p> <p>②仲介の態様に鑑みると、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による取引勧誘を行っているとは評価される場合であっても、所属暗号資産交換業者に対する委託等を通じて、所属元が利用者の属性等や取引実態を適時適切に管理し把握することが電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者との間で取り決めされている場合は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者自らが利用者情報の管理等を行うことは必須ではない。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による勧誘の有無やそれに伴い構築すべき利用者管理態勢については、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。また、当該利用者管理態勢の構築に当たり所属暗号資産交換業者が記録・保存する利用者情報を活用することも差し支えないものの、勧誘を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、適合性原則に基づく利用者属性等に即した適正な勧誘を実施するための方策を講じることが求められます。</p>

Appendix 2 : 2026年5月22日付パブリックコメント回答

● 2026年5月22日付パブリックコメント回答（主要な事項を抜粋）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
46	<p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-1-3-2(1)②の第二文として「なお、当該利用者管理態勢の構築に当たり所属暗号資産交換業者が記録・保存する利用者情報を活用することも差し支えない」とあるが、逆に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が記録・保存する利用者情報を所属暗号資産交換業者が活用することも差し支えないと理解してよいか（なお、所属暗号資産交換業者側で取得すべき情報が不足している場合は所属暗号資産交換業者が自ら利用者から不足分を取得する必要があるとの前提である）。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が記録・保存する利用者情報を所属暗号資産交換業者が活用すること自体は許されると考えます。</p>

Appendix 2 : 2026年5月22日付パブリックコメント回答

● 2026年5月22日付パブリックコメント回答（主要な事項を抜粋）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
49	<p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-2-1-2(3)利用者に対する情報の提供中、⑤として利用者の参考となる事項の説明として、（注1）としていくつかが記載がある。これらは例示であるのでどのような情報を提供するかは事業者の判断にゆだねられているとの理解でよい。特に中ポツ3つ目と4つ目の手数料の開示に関する事項は、ビジネス上開示が難しい場合もあるため、ベストプラクティスとして考えられる任意の取り組みの例の一つであることを確認したい。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者についても、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第2条に基づき、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行することが求められます。この観点から、利用者が適切に事業者や金融商品・サービスの選択等の判断を行うことができるよう、金融事業者においては利用者のために提供すべき情報を提供することが求められます。このための情報提供の具体的な方法については、事業者にて委ねられており、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）中のご指摘の手数料等の開示に関する事項もそのための例示です。</p> <p>ただし、中でも、金融サービスの提供等に係る業務を行う金融事業者が、顧客等への商品の販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の金銭的対価支払を受領する場合は、利益相反の可能性が生じる事情として典型的なケースと考えられます。仮に、「ビジネス上開示が難しい」場合があるのであれば、その場合は、利益相反の可能性を顧客等に明示した上で、「ビジネス上開示が難しい」旨及びその背景事情等を丁寧に説明する方法も考えられると思われます。いずれにせよ、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行する観点から、どのような情報を提供することが金融事業者として適切かをご検討いただけましたら幸いです。</p>

Appendix 2 : 2026年5月22日付パブリックコメント回答

● 2026年5月22日付パブリックコメント回答（主要な事項を抜粋）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
53	<p>事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-2-1-2(7)で、不公正な行為を防止するための措置の例示として、①～③が列挙されているが、このような個別の取引に関する措置は所属電子決済手段等取引業者等において実施されれば足る場合もあり、常に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者にも課すことは実態に反し又は過大となる場合もありうると考える。</p> <p>例えば、広告物を通じた送客のみ行うなど仲介態様が限定的で電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者側にて不公正取引を検知する余地がないような場合は所属電子決済手段等取引業者側での措置で足りるはずであるから、仲介業者側での不公正行為の防止措置は特段要しないと考えてよいか。</p> <p>また、仲介態様により電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者側でも一定の措置を要すると考えられる場合であっても所属電子決済手段等取引業者等に対する委託等を通じて一括して措置を講ずることは禁止されるものではないものであることを確認したい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、所属電子決済手段等取引業者等との連携により上記措置を講じることが認められる旨を明記しました。</p>

Appendix 2 : 2026年5月22日付パブリックコメント回答

● 2026年5月22日付パブリックコメント回答（主要な事項を抜粋）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
54	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する帳簿書類の作成・保存の義務（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-2-2-2）については、システムの構築に加えて、顧客の適合性判断のための属性情報等とあわせて所属先に対して委託し一括して作成・保存することは禁止されるものではないと考えるがそのような理解でよいか。</p>	<p>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する帳簿書類の作成・保存の義務は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が負うこととされています（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-2-2-2⑤）。もっとも、帳簿書類作成事務の所属電子決済手段等取引業者等への委託が一律に禁止されるものではなく、例えば、利用者の取引状況を把握する所属電子決済手段等取引業者等が、自らのシステムやフォーマットを利用して、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のために帳簿書類を作成し、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が一定期間ごとに当該帳簿書類のデータを受領し、自ら保存することは認められる場合があるものと考えます。</p>

Appendix 2 : 2026年5月22日付パブリックコメント回答

● 2026年5月22日付パブリックコメント回答（主要な事項を抜粋）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
60	<p>システムリスク管理に関する主な着眼点（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-3-1-2(1)～(10)）の各項目は暗号資産交換業者本体や金融サービス仲介業者に求められるものと同様の記載となっており非常に重たい内容で、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業創設の趣旨を損なうことにならないか。システム管理の重要性は理解するものの、Ⅱ-2-3-1-1に記載の通り、直接的に所属暗号資産交換業者のシステム等を利用すれば利用者の目的が達成可能である場合があることを踏まえ、実際に求められる水準は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の事業内容に照らし相当程度軽減されるべきと考える。例えば、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の管理するウェブ上の領域やアプリケーション内において所属暗号資産交換業者のために送客用のバナー広告を掲載するに過ぎない場合、その広告内容や掲載態様を総合的に考慮して媒介に該当する場合であっても、(1)～(10)の着眼点について特段の対応を要しないものと考えてよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の規模・業務の特性等に照らして、利用者保護の観点から、事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-3-1-2に掲げた各着眼点の全てについて網羅的な対応までは求めない場合もあることから、その旨を明確化しました（事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者）Ⅱ-2-3-1-1）。</p>

Appendix 2 : 2026年5月22日付パブリックコメント回答

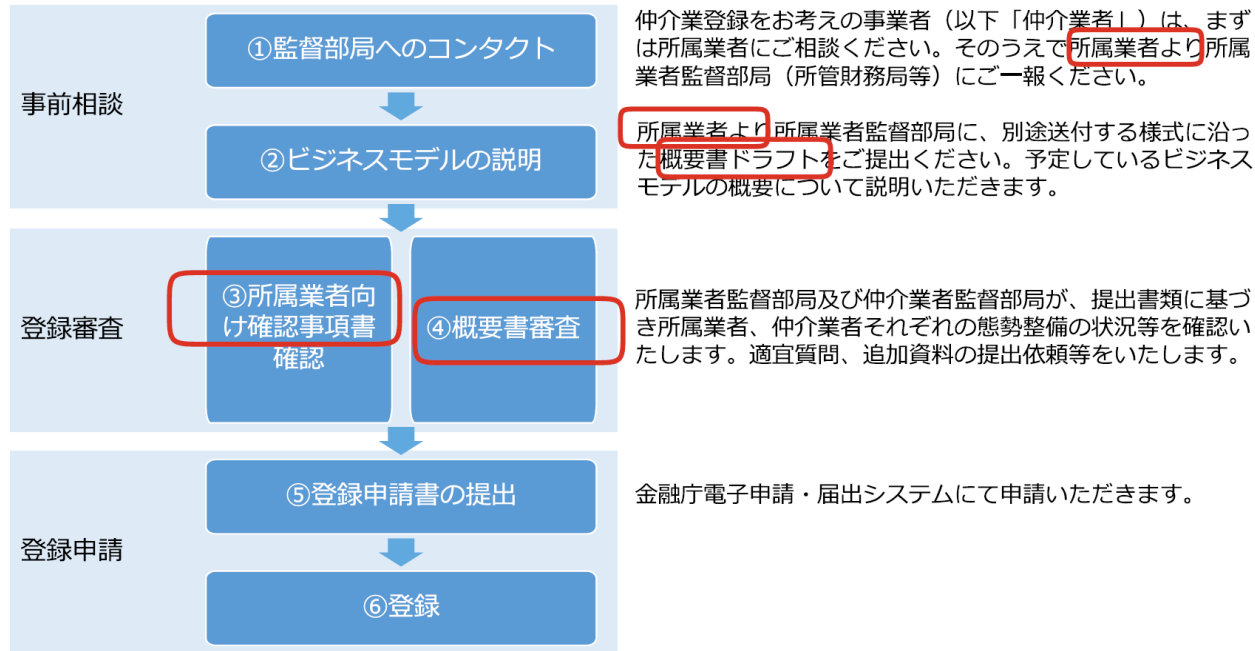
● 2026年5月22日付パブリックコメント回答（主要な事項を抜粋）

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
62	<p>適合性原則に関する顧客情報の管理やセキュリティ要件が当初の想定より事業者負担が大きく、今般の暗号資産仲介制度創設の趣旨を損なうことになるのではないかと懸念されている。本来、利用者のユーザビリティ（UI/UX）の向上を通じたWeb3市場の拡大発展が見込まれていたところ、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に過度な負担が課せられた場合、仲介業登録のハードルは高く、参入が見込まれなければ、当初の目的は果たされない虞がある。</p> <p>例えば、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による売買取引の勧誘を伴わない送客を主とする仲介ビジネスを行う場合においては、顧客との暗号資産等の取引は所属先で行われることから、適合性に関する顧客情報の管理については電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から所属先に対して委託することにより一括して所属先で管理することでも足りるとできないか。</p> <p>(後略)</p>	<p>金融商品仲介業者等の他の仲介業者と同様、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者についても適合性原則への対応が求められております（仲介業府令第57条第6号）。なお、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による勧誘の有無やそれに伴い構築すべき利用者管理態勢については、各電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者のビジネスモデルを踏まえつつ、規定の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>(後略)</p>

Appendix 3 : 登録申請手続の詳細

● 2026年5月15日開催「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業制度に係る登録事前説明会の投影資料より

登録までの手続きの流れ



初動は所属業者経由で

Appendix 3 : 登録申請手続の詳細

● 2026年5月15日開催「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業制度に係る登録事前説明会の投影資料より

事前相談について

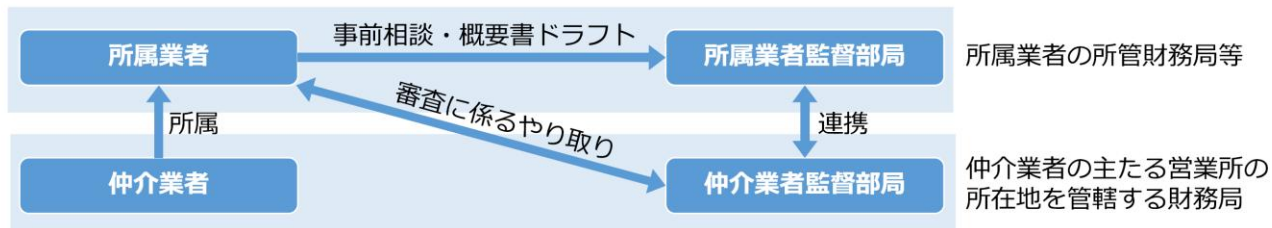
- 事前相談は、仲介業者の想定している事業スキームや組織体制等のビジネスモデルについて確認するとともに、法令・事務ガイドラインとの整合性や提出書類の内容等について事前に確認を行うことを目的として行います。
- 所属業者及び仲介業者より、概要書のドラフト及びビジネスモデルの説明資料（様式任意）に基づきビジネスモデルについて説明いただきます。
- 仲介業者は、ビジネスモデルや資料の作成等について、まずは所属業者とよくご相談ください。
- 所属業者から所属業者監督部局（所管財務局等）に事前相談を行ってください。

代理申請

- 登録申請については、所属業者が代理申請（概要書、申請書の作成・提出・補正等）を行うことが可能です。

所属業者による代理申請可能

代理申請フロー



● 2026年5月15日開催「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業制度に係る登録事前説明会の投影資料より

所属業者向け確認事項書について

- 初めて所属業者となる場合、所属業者が仲介業者を管理・監督できる体制が構築されているかを確認します。
- 所属業者向け確認事項書を所属業者監督部局に提出いただきます。

所属業者向け確認事項

1. 当社の経営状況と電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の位置づけ
2. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業制度を積極的に活用し、業務拡大を行う目的は何か。（営業形態の多様化、地方における利用者の開拓、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の持つ利用者の取り込み等）
3. 将来的な業務展開は、どの程度の規模を考えているか。（委託業者数、展開区域等）
4. 今後、どのような業態の者と委託契約を締結しようと考えているか。（事業内容、選定基準、募集方法等）
5. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対する当社のチェック体制は、どのようになっているか。（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業担当部署の設置【設置場所、規模】、監査体制【内容、頻度】、法令遵守に対する指導【研修内容、頻度】など）
6. 法定帳簿（業務に関する帳簿書類）は、どのように作成させるのか。（記載事項の確認、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者への指導など）
7. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による各種義務（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業府令第64条に規定する届出書の提出を含む。）の履行の実効性を高めるための方策・体制は、どのようになっているか。
8. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対してどのような法令違反防止措置を講じるのか。

所属業者に
対する確認
事項

● 2026年5月15日開催「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業制度に係る登録事前説明会の投影資料より

概要書審査について

※ 概要書の作成に際して、円滑な審査の観点から、**所属業者の代理対応をお願いします**
所属業者は、仲介業者の行おうとする業務を詳細に聴き取りし、概要書に記載してご説明ください。

1 当社の概要

- ・業務開始予定日
- ・役員・主な株主
- ・所属電子決済手段等取引業者等名及び当該業者との関係
- ・決算月・協会への加入予定の有無

・仲介業者の役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を行っているときは、役員の氏名又は名称並びに当該他の法人の商号若しくは名称及び事業の種類又は行っている事業の種類を記載してください。
・所属電子決済手段等取引業者等名を明示してください。

2 申請の概要

- ・参入目的
- ・事業計画・収支計画等

・仲介業者の申請する業務に関連する他の業種での実績等があれば、具体的に説明してください。

3(1)業務の内容

- ・申請する業務
- ・業務区域
- ・業務の形態（対面又は非対面）
- ・営業所等の形態（有人・無人）

・仲介業者がインターネット又はスマホアプリにより勧誘等を行う場合には、ウェブサイトやアプリの画面イメージ案及び画面の遷移案を添付してご説明ください。

3(2)業務の方法

- ・顧客層、開拓方法
- ・口座開設、商品の勧誘、媒介の方法
- ・顧客への明示義務の履践方法

・仲介業者がどのような顧客層をターゲットにするのか、どのようにして顧客を開拓するのか、ご説明ください。
・口座開設、商品の勧誘、媒介の方法について、仲介業者のどの部署がどのようなプロセスを経て行うのが主なフローについて説明してください（フロー図を作成）。

所属業者が
仲介業者の
ために概要
書を作成

イメージ案・画面
遷移案を準備して説明

Appendix 3 : 登録申請手続の詳細

● 2026年5月15日開催「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業制度に係る登録事前説明会の投影資料より

概要書審査について

- ※ 概要書の作成に際して、円滑な審査の観点から **所属業者の代理対応をお願いします。**
所属業者は、仲介業者の行おうとする業務を詳細に聴き取りし、概要書に記載してご説明ください。

4(1) 経営管理	<ul style="list-style-type: none">・ 人員の配置、組織体制（営業開始時の部署ごとの責任者名及び配置員数を記載した組織図を添付）・ 営業責任者及び内部管理等の責任者の知識・経験	→	<ul style="list-style-type: none">・ 仲介業者の業務の適正かつ確実に遂行する体制、法令を遵守する体制が整備されていることが判断できるよう、行おうとする業務に関連する役職員の知識・経験について具体的に記載することが重要です。
4(2) 業務の適切性	(事務ガイドラインⅡ-2)	→	<ul style="list-style-type: none">・ 仲介業者の各業務について、社内規則に基づき、どの担当部署がどのようなプロセスを経て行うのか、所属業者の関与にも触れつつ、主な業務フローについて説明してください。
5 所属業者によるチェック体制	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者管理状況・ 勧誘実態・ 法令遵守状況	→	<ul style="list-style-type: none">・ 所属業者が、当該仲介業者の業務の適正かつ確実に遂行が確保されているかをどのようにチェックするかご説明ください。
6 特記事項	(自由記載)	→	<ul style="list-style-type: none">・ 今後、仲介業者が増資を予定している場合など、変更を予定している事項を前広にご記載ください。
所属電子決済手段等取引業者等に対する確認事項		→	「所属業者向け確認事項書について」(P14)をご覧ください。

ご清聴をありがとうございました



Japan
Cryptoasset
Business Association

一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会
Web3事業ルール検討タスクフォース
株式会社メルカリ（株式会社メルペイ/株式会社メルコイン） 藤井 豪
g-fujii@mercari.com